

輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和4年度における輸入数量等

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和4年度の初日から令和5年1月31日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量（協定対象外輸入数量）を下記のとおり公表する。

記

項	概 要	上段:輸入基準数量	上段:輸入数量	差 分
		下段:協定対象外輸入基準数量	下段:協定対象外輸入数量	
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
2	飲用乳	111 トン	67 トン	44 トン
		110 トン	67 トン	43 トン
3	クリーム	53 トン	52 トン	1 トン
		43 トン	43 トン	0 トン
4	粉乳類	39,597 トン	15,163 トン	24,434 トン
		32,077 トン	13,065 トン	19,012 トン
5	無糖れん乳	2,540 トン	804 トン	1,736 トン
		2,537 トン	804 トン	1,733 トン
6	加糖れん乳	354 トン	24 トン	330 トン
		254 トン	24 トン	230 トン
7	ヨーグルト	13 トン	13 トン	超過済
		13 トン	13 トン	超過済
8	バターミルク	17 トン	12 トン	5 トン
		17 トン	12 トン	5 トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	52,924 トン	41,775 トン	11,149 トン
		39,555 トン	34,733 トン	4,822 トン
10	その他の乳製品	12,655 トン	5,803 トン	6,852 トン
		9,577 トン	2,875 トン	6,702 トン
11	バター	22,803 トン	8,229 トン	14,574 トン
		19,998 トン	7,668 トン	12,330 トン
12	豆類	80,402 トン	67,849 トン	12,553 トン
		32,815 トン	35,568 トン	超過済
13	小麦及びその加工品・調製品	5,547,712 トン	4,168,450 トン	1,379,262 トン
		4,396,456 トン	3,818,522 トン	577,934 トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,227,096 トン	1,072,542 トン	154,554 トン
		226,552 トン	171,300 トン	55,252 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	706,967 トン	466,678 トン	240,289 トン
		706,467 トン	466,678 トン	239,789 トン
15	コーンスターチ	3,762 トン	1,933 トン	1,829 トン
		3,603 トン	1,789 トン	1,814 トン
16	ばれいしょでん粉	10,508 トン	8,228 トン	2,280 トン
		8,752 トン	7,043 トン	1,709 トン
17	マニオカでん粉	164,346 トン	113,976 トン	50,370 トン
		163,917 トン	113,976 トン	49,941 トン
18	サゴでん粉	19,406 トン	15,182 トン	4,224 トン
		2,312 トン	4,414 トン	超過済
19	その他のでん粉	1,496 トン	1,342 トン	154 トン
		1,308 トン	1,155 トン	153 トン
20	イヌリン	2,774 トン	1,980 トン	794 トン
		72 トン	42 トン	30 トン
21	落花生	33,564 トン	27,619 トン	5,945 トン
		20,641 トン	14,533 トン	6,108 トン
22	こんにゃく芋	156 トン	152 トン	4 トン
		156 トン	152 トン	4 トン
23	ミルク調製品	10,039 トン	4,480 トン	5,559 トン
		4,838 トン	918 トン	3,920 トン
24	でん粉調製品	287 トン	321 トン	超過済
		279 トン	306 トン	超過済
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	4,970 トン	2,522 トン	2,448 トン
		2,577 トン	1,066 トン	1,511 トン
27	調製食用脂	18,993 トン	10,067 トン	8,926 トン
		2,264 トン	1,396 トン	868 トン
28	繭	4.5 トン	2.0 トン	2.5 トン
		4.5 トン	2.0 トン	2.5 トン
29	生糸	260 トン	167 トン	93 トン
		260 トン	167 トン	93 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。